

外国税額控除に関する明細書（居住者用）
（令和6年分用）

（ 令和6年分 ）

氏 名 _____

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相 手 国 で の 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
							(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
							(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
							(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
計							円	① 円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
						年分		(外貨) _____ 円
						年分		(外貨) _____ 円
						年分		(外貨) _____ 円
計								② 円

①の金額が②の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

① 円 - ② 円 = ③ 円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

② 円 - ① 円 = ④ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき⑤の金額	③ ① - ②
年分（3年前）	円	円	④ 円
年分（2年前）			⑤
年分（前 年）			⑥
計		⑦	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	⑧に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する 金 額 （ ⑧ - ⑦ ）	
⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	

④、⑤、⑥の金額を4の
「②前年繰越額及び本年
発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、
総収入金額に算入します。

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← 2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます(※)。
復興特別所得税額	②		← 申告書第一表の「復興特別所得税額」欄(④⑤欄)の金額を転記します(※)。
所得総額	③		← 2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます(※)。
調整国外所得金額	④		← 2の⑥の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額 (①× $\frac{④}{③}$)	⑤		→ 4の「㊟」欄及び5の「㊿」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額 (②× $\frac{④}{③}$)	⑥		→ 4の「㊿」欄及び5の「㊿」欄に転記します。 ※ 詳しくは、控用の裏面を読んでください。

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算									
控除限度額	所得税 (3の⑤の金額)	㊟	円	控除余裕額	所得税 (㊟)	㊿	円		
	復興特別所得税 (3の⑥の金額)	㊿			道府県民税 ((㊟+㊿+㊿)と㊿のいずれか少ない方の金額)	㊿			
	道府県民税 (㊟×12%又は6%)	㊿			市町村民税 ((㊿-㊿)と㊿のいずれか少ない方の金額)	㊿			
	市町村民税 (㊟×18%又は24%)	㊿			計 (㊿+㊿+㊿)	㊿			
	計 (㊟+㊿+㊿+㊿)	㊿			控除限度超過額 (㊿-㊿)	㊿			
外国所得税額 (1の㊿の金額)				㊿	控除限度超過額 (㊿-㊿)				㊿
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等									
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の 控除限度額等	
		㊿前年繰越額 及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額 (㊿-㊿)	㊿前年繰越額 及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額 (㊿-㊿)		
年分 (3年前)	所得税	円	円		㊿	円		円	
	道府県民税							㊿翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市	
	市町村民税								
	地方税計								
年分 (2年前)	所得税			円	㊿		円	円	
	道府県民税							㊿翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市	
	市町村民税								
	地方税計								
年分 (前年)	所得税				㊿			円	
	道府県民税							㊿翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市	
	市町村民税								
	地方税計								
合計	所得税		㊿			㊿			
	道府県民税								
	市町村民税								
	計		㊿						
本年分	所得税	㊿	㊿		㊿	㊿			
	道府県民税	㊿							
	市町村民税	㊿							
	計	㊿	㊿						

5 外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	㊿	円	所法第95条第1項による控除税額 (㊿と㊿のいずれか少ない方の金額)	㊿	円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	㊿		復興財確法第14条第1項による控除税額 (㊿が㊿より大きい場合に㊿-㊿と㊿のいずれか少ない方の金額)	㊿	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額(※)	㊿		所法第95条第2項による控除税額 (4の㊿の金額)	㊿	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額(※)	㊿		所法第95条第3項による控除税額 (4の㊿の金額)	㊿	
所得税の控除可能額 (㊿の金額又は㊿と㊿のいずれか少ない方の金額)	㊿		外国税額控除の金額 (㊿+㊿+(㊿又は㊿))	㊿	
復興特別所得税の控除可能額 (㊿の金額又は㊿と㊿のいずれか少ない方の金額)	㊿		分配時調整外国税相当額控除可能額 (※)	㊿	
外国所得税額 (1の㊿の金額)	㊿		外国税額控除等の金額 (㊿+㊿)	㊿	

(※) 分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(㊿～㊿欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、控用の裏面を読んでください。

○令和6年分特別税額控除の適用があるときは、申告書第一表「申告納税額」欄の計算が異なります。詳しくは、控用の裏面「書き方3」をご覧ください。

外国税額控除に関する明細書（居住者用）
（令和6年分用）

（ 令和6年分 ）

氏 名 _____

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相 手 国 で の 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
							(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
							(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
							(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
計							円	① 円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
						年分		(外貨) _____ 円
						年分		(外貨) _____ 円
						年分		(外貨) _____ 円
計								② 円

①の金額が②の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

① 円 - ② 円 = ③ 円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

② 円 - ① 円 = ④ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき⑤の金額	③ ① - ②
年分（3年前）	円	円	④ 円
年分（2年前）			⑤
年分（前 年）			⑥
計		⑦	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	⑧に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する 金 額 （ ⑧ - ⑦ ）	
⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	

④、⑤、⑥の金額を4の
「②前年繰越額及び本年
発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、
総収入金額に算入します。

控 用

○この用紙は 控 用

です。申告には、必ず

提出 用

を使っ てください。

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← 2の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます(※)。
復興特別所得税額	②		← 申告書第一表の「復興特別所得税額」欄(④⑤欄)の金額を転記します(※)。
所得総額	③		← 2の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます(※)。
調整国外所得金額	④		← 2の⑥の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額 (①× $\frac{④}{③}$)	⑤		→ 4の「㊟」欄及び5の「㊿」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額 (②× $\frac{④}{③}$)	⑥		→ 4の「㊿」欄及び5の「㊿」欄に転記します。

※ 詳しくは、控用の裏面を読んでください。

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算											
控除限度額	所得税 (3の⑤の金額)	㊟	円	控除余裕額	所得税 (㊟)	㊿	円	控除限度超過額	所得税 (㊿)	㊿	円
	復興特別所得税 (3の⑥の金額)	㊿			道府県民税 (㊟+㊿+㊿-㊿)と㊿のいずれか少ない方の金額	㊿					
	道府県民税 (㊟×12%又は6%)	㊿			市町村民税 (㊿-㊿)と㊿のいずれか少ない方の金額	㊿					
	市町村民税 (㊟×18%又は24%)	㊿			計 (㊿+㊿+㊿)	㊿					
	計 (㊟+㊿+㊿+㊿)	㊿			外国所得税額 (1の㊿の金額)	㊿			控除限度超過額 (㊿-㊿)	㊿	
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等											
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の控除限度額等			
		㊿前年繰越額及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額(㊿-㊿)	㊿前年繰越額及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額(㊿-㊿)				
年分 (3年前)	所得税		円		㊿	円		円 (翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市)			
	道府県民税										
	市町村民税										
	地方税計										
年分 (2年前)	所得税			円	㊿		円	円 (翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市)			
	道府県民税										
	市町村民税										
	地方税計										
年分 (前年)	所得税				㊿			円 (翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市)			
	道府県民税										
	市町村民税										
	地方税計										
合計	所得税		㊿			㊿					
	道府県民税										
	市町村民税										
	計		㊿								
本年分	所得税	㊿	㊿		㊿		㊿				
	道府県民税	㊿									
	市町村民税	㊿									
	計	㊿	㊿								

5 外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	⑦	円	所法第95条第1項による控除税額 (⑪と⑫とのいずれか少ない方の金額)	⑭	円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	⑧		復興財確法第14条第1項による控除税額 (⑬が⑭より大きい場合に⑬-⑭と⑫とのいずれか少ない方の金額)	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の 所得税額(※)	⑨		所法第95条第2項による控除税額 (4の①の金額)	⑯	
分配時調整外国税相当額控除後の 復興特別所得税額(※)	⑩		所法第95条第3項による控除税額 (4の②の金額)	⑰	
所得税の控除可能額 (⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額)	⑪		外国税額控除の金額 (⑭+⑮+(⑯又は⑰))	⑱	
復興特別所得税の控除可能額 (⑧の金額又は⑧と⑩とのいずれか少ない方の金額)	⑫		分配時調整外国税相当額控除可能額 (※)	⑲	
外国所得税額 (1の㊿の金額)	⑬		外国税額控除等の金額 (⑱+⑲)	⑳	

(※) 分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(⑱～⑲欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、控用の裏面を読んでください。

書 き 方

- 1 この明細書は、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が確定申告において所得税法第 95 条又は所得税法第 165 条の 6 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条に掲げる書類を添付してください。

外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ（居住者用）」、「外国税額控除を受けられる方へ（非居住者用）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）をご覧ください。

なお、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額（非居住者にあつては、恒久的施設帰属所得につき課される外国所得税額に限られます。以下同じです。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りです。

(i) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(ii) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(iii) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

(2) 「2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の⑤の金額がある場合）に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りです。

ロ 「⑤ ④から控除すべき⑤の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「⑤」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の金額（⑥の金額）を繰り越された控除限度超過額として、4 の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「⑤」欄の金額のうち、「⑦」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

(3) 「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「①」欄には、**申告書第一表**の「税金の計算」欄の「**再差引所得税額**」欄の金額を転記します。

ただし、分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、先に「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」を作成し、「**分配時調整外国税相当額控除に関する明細書**」の**3の(7)**の金額を転記します。

なお、**2の⑤**の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ロ 「②」欄には、**申告書第一表**の「税金の計算」欄の「**復興特別所得税額**」欄の金額を転記します。

ただし、分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、「**分配時調整外国税相当額控除に関する明細書**」の**3の(9)**の金額を転記します。

ハ 「③」欄への記載については、以下のとおりです。

(i) 居住者は、次の①と②の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得の金額については特別控除前の金額）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。

① 事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の金額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。

なお、**2の⑤**の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

(ii) 非居住者は、所得税法 165 条第 1 項の規定により準じて計算する所得税法第 70 条第 1 項若しくは第 2 項（純損失の繰越控除）又は所得税法第 71 条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合、その年分の所得税法第 161 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる国内源泉所得に係る所得金額を記載します。

なお、**2の⑤**の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ニ 「④」欄への記載については、以下のとおりです。

(i) 居住者は、純損失若しくは雑損失の繰越控除又は上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除若しくは先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額（非永住者（年の中途において非居住者から非永住者となった場合を含みます。）については、非永住者期間内に生じた国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。）を記載します。ただし、その国外所得金額がロの「所得総額③」を超えるときは、「所得総額③」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは次の所得の金額の合計額（その合計額が 0 を下回る場合には、0）をいい、**2の⑤**の金額がある場合には、その金額も含まれます。それぞれの国外源泉所得について、その所得の金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載してこの明細書に添付してください。

① 所得税法第 95 条第 4 項第 1 号に規定する国外源泉所得

※ 国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第 221 条の 4 第 1 項の規定の適用があるときは、この適用後の金額となります。この場合、『**国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書**』をこの明細書に添付してください。

⑥ 所得税法第 95 条第 4 項第 2 号から第 17 号までに規定する国外源泉所得（同項第 2 号から第 14 号まで、第 16 号及び第 17 号に掲げる国外源泉所得については、同項第 1 号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。）

㊦ 非居住者は、所得税法第 165 条第 1 項の規定により準じて計算する所得税法第 70 条第 1 項若しくは第 2 項（純損失の繰越控除）又は所得税法第 71 条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額を記載します。ただし、その国外所得金額がロの「恒久的施設帰属所得金額②」を超えるときは、「恒久的施設帰属所得金額②」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは、恒久的施設帰属所得に係る所得金額のうち国外源泉所得に係る金額をいい、2 の㊦の金額がある場合には、その金額も含まれます。国外所得金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

ホ 「⑤」欄には、「所得税額①」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

ヘ 「⑥」欄には、「復興特別所得税額②」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第 95 条第 2 項又は同法第 165 条の 6 第 2 項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは所得税法第 95 条第 3 項又は同法第 165 条の 6 第 3 項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（ $\ominus \times 12\%$ 又は 6% ）」又は「市町村民税（ $\ominus \times 18\%$ 又は 24% ）」は、申告年分の翌年の 1 月 1 日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を $\ominus$ の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の 1 月 1 日において日本国内に住所を有しない場合は、0 と記載します。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（㊸～㊻）には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計㊼」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㊼」欄には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計㊼」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前 3 年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前 3 年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。

ホ 「控除余裕額」の「㊼本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㊼」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。

ヘ 「控除限度超過額」の「㊼本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊼」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

ト 「所得税の控除限度額等」の欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、その発生した年分の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。

(5) 「5 外国税額控除等の計算」欄

申告書第一表の「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄の「区分」の□には、次の区分に応じそれぞれ次の数字を記入します。

イ 外国税額控除のみ適用があり、かつ、「⑮」欄に金額がある場合は「1」を記載します。

ロ 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、「⑮」欄に金額がある場合又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄に金額がある場合は「3」を記載します。

3 令和6年分特別税額控除を適用する場合、申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄は、外国税額控除の適用がないときと計算方法が異なりますので、次により計算した金額を記載してください。

(1) 所得税について

・ ①欄の金額() - {⑭欄の金額() + (⑯又は⑰欄の金額())}
= () … i

i が黒字の場合には続けて次の計算をします。

・ i () - 申告書第一表の「税金の計算」欄の「令和6年分特別税額控除」欄の金額
= () … ii ← 計算の結果、ii が赤字の場合は「0」と記載します。

(2) 復興特別所得税について

②欄の金額() - ⑮欄の金額() = () … iii

(3) 申告納税額の計算

申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄の金額… i 又は ii 及び iii の金額の合計額から申告書第一表の「税金の計算」欄の「源泉徴収税額」欄の金額を差し引き、次により記入します。

● 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の「端数を切り捨てた金額（黒字の金額が100円未満の場合は「0」）

● 差し引いた金額が赤字の場合…金額の頭に「△」又は「－」を付けてそのままの金額

ii (i が赤字のときは i (※)) () + iii ()

- 申告書第一表「源泉徴収税額」欄の金額()

= () ← 申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄へ転記

※ i が赤字のときは金額の頭に「△」又は「－」を付けてそのままの金額を記載します。

書 き 方

（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）

- 1 この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 95 条の 2 の規定（以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。）の適用を受ける方（所法第 153 条の 6 の規定による更正の請求を行う方を含みます。）が、所法第 95 条第 10 項の規定により確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付すべきものです。

このほか、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、その適用に係る外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が所法第 95 条の 2 第 1 項に規定する外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条（同令第 43 条の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に掲げる書類を添付してください。

(1) 国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方

次のイ又はロに該当する方が適用を受けることができます。

- イ 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方で、所法第 137 条の 2 第 1 項（第 2 項の規定により適用する場合を含みます。）の規定による納税の猶予を受けている方
- ロ 国外転出をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けるべき方で、その国外転出の時までに国税通則法第 117 条第 2 項の規定による納税管理人の届出をしている方

(2) 適用要件

次のイ及びロの要件を満たす場合に適用を受けることができます。

- イ 納税猶予に係る期限まで（上記 (1) イの方の場合）又は国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで（上記 (1) ロの方の場合）に、所得税法施行令第 226 条の 2 第 1 項に規定する対象資産（以下「対象資産」といいます。）の同項に規定する譲渡等（以下「譲渡等」といいます。）をした場合において、当該譲渡等により生じる所得（所法第 164 条第 1 項各号に定める国内源泉所得に該当するものを除きます。2 の (1) において同じです。）に対して課される外国所得税（日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限り、2 の (1) において同じです。）を納付することとなること。
- ロ イの外国所得税に関する法令において、その外国所得税額の計算に当たって所法第 60 条の 2 の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされていること。

- 2 この明細書の次の欄は、それぞれ次により記載してください。

(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

- イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について記載するほか、国外転出をした後に納付すべきことが確定した外国所得税額のうち対象資産の譲渡等により生じる所得に対して課されるものについて記載します。

具体的には、当該外国所得税の課税期間の所得に対して課される外国所得税額から、当該対象資産の譲渡等により生じる所得がないものとした場合における当該課税期間の所得に対して課される外国所得税額を控除した金額（以下「対象資産外国所得税額」といいます。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。

ただし、次の場合には、それぞれ次に定める金額を「左に係る外国所得税額」の各欄に記載することとし、対象資産外国所得税額をその記載した金額の上段に括弧書きで記載してください。

- (i) 当該外国所得税が当該対象資産の相続（限定承認に係るものに限り、）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限り、）により生じる所得に課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第 137 条の 2 第 1 項に規定する納税猶予分の所得税額（当初の納税猶予分の所得税額。ただし、既に同条第 5 項の規定の適用があった

金額の合計額を除きます。) を超えるとき 当該納税猶予分の所得税額

- (d) 当該外国所得税が当該対象資産の譲渡等(所法第60条の2第4項に規定する譲渡若しくは決済又は贈与による移転をいいます。)により課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第137条の2第5項に規定する政令で定めるところにより計算した金額(※「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」に従って計算した場合の⑦の金額)を超えるととき 当該計算した金額

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

- ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りします。

- (i) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。
- (ii) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日(減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日)を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。
- (iii) 「減額された外国所得税額」欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

(2) 「2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

- イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合(1の⑩の金額がある場合)に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りします。

- ロ 「㊥ ④から控除すべき⑩の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「⑩」欄の金額(最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。)を書き、その控除後の金額(㊦の金額)を繰り越された控除限度超過額として、5の「㊧」、「㊨」、「㊩」欄にそれぞれ転記します。
- ハ 「⑩」欄の金額のうち、「㊥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

(3) 「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

- イ 「㊪」欄には、申告書第一表又は更正請求書の「再差引所得税額」欄の金額を転記します。

ただし、分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、先に「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」を作成し、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(7)の金額を転記します

なお、2の㊦の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

- ロ 「㊫」欄には、申告書第一表又は更正請求書の「復興特別所得税額」欄の金額を転記します。

ただし、分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(9)の金額を転記します。

- ハ 「㊬」欄には、次の㊭と㊮の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得の金額については特別控除前の金額)の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。))を加算した金額)を記載します。

㊭ 事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の金額)、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)

㊮ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)

の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。

なお、2の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ニ 「④」欄には、純損失若しくは雑損失の繰越控除又は上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除若しくは先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合の本年分の国外所得金額（非永住者（年の中途において非居住者から非永住者となった場合を含みます。）については、非永住者期間内に生じた国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。）を記載します。ただし、国外所得金額が上記の「所得総額③」の金額を超えるときは、「所得総額③」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは次の所得の金額の合計額（合計額が0を下回る場合には、0となります。）をいい、2の⑤の金額がある場合には、その金額も含まれます。それぞれの国外源泉所得について、その所得の金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

① 所法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得

※ 国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、この適用後の金額となります。この場合、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』をこの明細書に添付してください。

② 所法第95条第4項第2号から第17号までに規定する国外源泉所得（同項第2号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる国外源泉所得については、同項第1号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。）

③ 対象資産外国所得税額を課されることとなった対象資産の譲渡等に係る所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用により生じたものとみなされた所得

ホ 「⑤」欄には、「所得税額①」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

ヘ 「⑥」欄には、「復興特別所得税額②」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（③×12%又は6%）」又は「市町村民税（③×18%又は24%）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を③の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の1月1日において、日本国内に住所を有しない場合は、0と記載してください。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（⑧～⑭）には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑮」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑯」欄には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑮」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。

ホ 「控除余裕額」の「㊸本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㊹」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。

ヘ 「控除限度超過額」の「㊹本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊺」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

ト 「所得税の控除限度額等」の欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、その発生した年分の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。

(5) 「5 外国税額控除額等の計算」欄

申告書第一表の「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄の「区分」の□には、次の区分に応じそれぞれ次の数字を記載します。

イ 外国税額控除のみ適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第1項による控除税額㊻」欄に金額がある場合は「1」を記載します。

ロ 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第1項による控除税額㊻」欄に金額がある場合又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄に金額がある場合は「3」を記載します。